

大阪府と事業連携協定を締結しました

2016年3月30日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(社長：鈴木 久仁、本社：東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号)は、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(以下：自転車条例)の施行に基づき、同府と事業連携協定を締結しました。

1. 本協定締結の目的

自転車条例の周知をはじめ、個人の自転車利用に関わる損害保険の加入促進や交通安全教育等を通じ、自転車による交通事故の防止および被害者保護を推進します。昨今、自転車事故による高額な損害賠償請求が発生しており、自転車事故を補償する保険のニーズが増加しています。当社は、行動指針の一つに「地域密着」を掲げ、さまざまな社会貢献活動に取り組む中で、大阪府の交通安全を守る本協定の主旨に賛同しました。

2. 本協定締結の概要

- (1) おおさか版の自転車関連保険の提供検討
パーソナル総合傷害保険(タフ・ケガの保険)交通傷害型をベースに、個人賠償責任や自転車乗車中等のケガを補償する「(仮称)おおさか自転車ほけんプラン」の提供を検討しています。
- (2) 保険に関する相談窓口の利用
既存の顧客センターを活用し、府民からの加入確認等に対応する予定です。
- (3) 府自転車条例、自転車保険の周知、情報提供の協力
 - リーフレットの配布等、府自転車条例の周知、情報提供に関する協力
 - 「(仮称)おおさか自転車ほけんプラン」の周知
 - 府が開催する自転車条例関連イベントへの協力
- (4) 交通安全教育の取り組み
 - 自転車安全利用に関する教育活動支援
 - ・各種団体が実施する自転車安全運転セミナー等への講師派遣等
 - 事業者向け支援
 - ・自転車通勤管理に関する資料提供等の支援

以上